

丸山団地分譲申込要領

1. 募集期間 随時募集
2. 申込み先 南越前町役場 企画財政課
3. 申込み条件
 - ① 町内に住所を有する者（町外者については、移住し住民登録できる者）
 - ② 土地を取得してから [5年以内に住宅を建てる見込みのある者](#)
 - ③ 土地を取得してから [10年間は転売できない](#)
 - ④ 取得した土地は、住宅用地として使用しなければならない
 - ⑤ 特別な事情がある場合を除くほか、①～④の条件を履行しない者は、土地売買契約を解除する
4. 申込み方法
 - ① 購入希望者は所定の申込書により書面をもって申し込む
 - ② 区画ごとに番号を付し、その区画番号で申し込む
 - ③ 取得できる区画数は、1世帯1区画とする
ただし、申し込みについては重複することを考慮し、3区画まで可能とする
 - ④ 申し込み多数のときは、抽選により決定する
 - ⑤ 必要書類
 - 1) [丸山団地分譲申込書](#)（企画財政課窓口）に記入捺印
 - 2) 申込者本人の[所得証明書](#)
 - 3) 申込者及び同居予定者全員の[住民票](#)1通
- 申込み先○
〒919-0292
福井県南条郡南越前町東大道 29-1
南越前町企画財政課 TEL0778-47-8013(直通)
5. 分譲決定 申し込み順（重複した場合は抽選により決定）
6. 売買契約日 分譲決定後、町において指定した日

7. その他

- ① 土地代金は、契約締結時に半額を支払い、残金は所有権移転登記申請時に支払うものとする
- ② 土地の単価は、20,000円／坪とする
- ③ 住宅の建築を確認するまでは、所有権移転の登記はしない
- ④ 町外者が住宅を建築するときは、住民登録をしなくてはならない
- ⑤ 土地の管理は、売買契約締結後取得者において行う
- ⑥ 登記に要する経費は、取得者の負担とする
- ⑦ 当団地の下水処理施設は、各々が合併処理浄化槽を設置する（[町補助あり](#)）
- ⑧ 上水道は南越前町の簡易水道に加入するものとする
- ⑨ テレビの受信は、南越前町ケーブルテレビに加入するものとする